宇治市政

発行所 宇治市役所
京都府宇治市宇治妙楽160の1
印刷所 有限会社新進堂

国民健康保険 特集号

あなたの健康と生活を守る 国民健康保険

宇治市の国民健康保険事業のあらましは、先に広報紙宇治市政（昭和三五年五月号）に「国民健康保険特集」を収録して、みなさんにおしらせしましたが、いよいよ四月一日から実施されることになりましたので、この機会にもう一度、宇治市の国民健康保険について、くわしく説明をいたしましょう

たすけあいの精神が根底
国民健康保険制度 四月一日実施

わたくしたちはだれ一人として「自分だけは絶対に病気やケガはしません」と断言できるでしょうか。また、家族のうちでだれかが病気になったりケガをしたりすることは大変不幸なことで、そのうえ医療費の家計に及ぼす影響も大きく、生活が苦しくなります。そのために、病気やケガというい つ起こるかわからない共通の災難に備えて、ふだんから各人の資力に応じて一定の資金を出しあって、治療と予防に必要な費用の負担を軽くして、いつでも気易くお医者さんを利用できるようにしようとするのが、この国民健康保険といわれる制度です。

宇治市ではA図のように全人口の約¾の人が、現在何らかの医療保険制度に入っていますが、こんどの宇治市健康保険制度の実施で残り約¼にあたる一二、三〇〇人余りの人が、この制度に入ることになります。

したがって、これら市民の方が病気やケガの治療が気軽にうけられるようにし、あるいは保健施設（保健婦など）を設けて、予防の指導や活動を行なって、病気にかかる人を少なくし、まち全体を明るく住みよいところにしようというのが大きな目的です。更にこの制度を運営して行くにあたって、広く一般の意見を聞き、また円滑に運営されるよう、被保険者（国民健康保険に加入している人）の代表、医師の代表、公益の代表者が委員となって「国民健康保険運営協議会」が組織されます

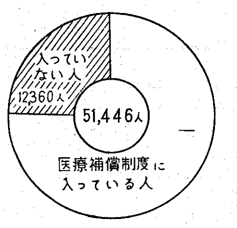

A図 宇治市における国保加入者の全人口に対する割合（斜線の部分は国保被保険者となる人）

国民健康保険は、この保険と同時に発足する国民年金と同じもののように考えられがちですが、この保険は病気やケガをして医者にかかるときに使用するもので、国民年金とは全く別のものです。

保険の給付
病気、ケガは気易く医者に

被保険者が病気になったり、ケガをしたり、お産をしたり、不幸にして死亡したときにうけるものを保険の給付とよんでいます。宇治市が行なう保険の給付には次の種類があります。

(1) 療養の給付
(2) 助産費の支給
(3) 保育費の支給
(4) 葬祭費の支給

それでは給付の内容について説明をしましょう。

療養の給付について

被保険者が病気や、ケガをしたときは次の給付がうけられます。

(1) 診察
(2) 薬や治療材料の支給
(3) 手術その他の治療
(4) 病院または、診療所への収容（基準看護、寝具、食事を含む。）
(5) 看護

看護とは、病院または、診療所において診療をうける際、その医療機関の看護婦が看護を行なう場合の看護とは異なり、いわゆる付添婦のことで「病状が重く絶対安静を必要とし、医者または、看護婦が常に監視を要し、随時適切な処置をする必要がある場合」などに特別に看護婦をつけることです。

(6) 移送

患者が重病で入院の必要がある場合、あるいは転医の必要がある場合で患者が歩くことができないときなどに支給されます。

看護または、移送の給付をうけようとするときは、事前に保険年金課に届け出て承認をうけなければなりません。

診療に差別をうけないか

「保険の治療は制限があって良い薬をもらえない」とか「保険で治療をうけると医者が嫌がるのではないか」ということを心配される人もあるようです。命は金に替えられないのは当然ですが、お金をふんだんに使えば最高の治療がうけられると考える人もあると思います。

しかし、国民健康保険では、近代医学で認められる必要かつ十分な診療を行なうとともに、病状によってはどんな高価な薬でも使用できることになっています。

診療はどこでもうけられる

被保険者が医療の給付を受けようとするときは、知事に登録した京都府下の病院、診療所、一般の開業医または、薬局に被保険者証を提出すれば、どこでも自由に診てもらえることになっています。国立病院や療養所など公的医療機関では、全国の被保険者を取り扱っています。

診療は治るまでうけられる

被保険者は同一の病気または、ケガや、これによって発生した病気について、治療を開始した日からなおる（転帰）までうけられます。

現金給付とは

被保険者が旅行先で急に発病したときや、交通事故などで緊急やむを得ないときに使った治療費の立替分を、後日現金でお返しすることです。したがってこのような場合は、必ずその内訳を書いた「領収証」を忘れないようもらって下さい。この領収証を市役所へ持参になれば、これを保険の料金に計算しなおして、世帯主には七割その他の被保険者には五割に相当する金額の支払いがうけられます

被保険者の負担は

被保険者が療養の給付をうけたとき、世帯主はその治療費の三割を、その他の被保険者は半額を一部負担金として、それぞれ医者または、薬局に支払わなければなりません。看護、移送の場合は同じ割合をもって一部負担金を直接市へ納めていただかねばなりません

日雇健康保険に入ったとき

日雇健康保険では被保険者が療養の給付を受けるためには、それをうける月の前二カ月間に通算二十八日分以上または、前六カ月間に通算七十八日分以上の保険料を支払っていなければなりませんので、日雇労働者または、その被扶養者となったため国民健康保険の資格を失った場合、ただちに困ることも考えられますので、現に病気で国民健康保険の給付をうけておられる方に限り、印かん持参のうえ保険年金課へ申請されれば引続いて一定の期間給付がうけられるようになっています。

加入しなければならない人は

この保険には、宇治市内に住所のある人は、好むと好まないにかかわらず加入しなければなりません。（ただし、加入しなくてもよい人は、次の項で説明します。）

したがって、自分は健康だから金持ちだからということで加入しなくてもよいというものではありません。また、病気が治ったら脱退するということもできません。

個人の意志の自由という点から考えると民主的でないと思われますが、みなさんの健康と生活を守るため、たすけあいと社会連帯の精神を基とした国民健康保険制度の運営を行なうためには、任意加入の形式では不十分であるので、必ず加入するよう義務づけられています。

なお、修学のため、親もとを離れて他の市町村に下宿している人は、修学する以前から宇治市に住所のある親もとと同じ世帯に属していたものと認められれば、現在宇治市に住んでいなくても、親もとの世帯員とみなされて、宇治市の被保険者となります。

住所とは

ここでは生活の本拠地をもってその住所としています。住所の知れない場合は、その居所をもって住所とみなします。

これは住所とする意志と事実とが合致しているかどうかということにより決定されます。

除外される人は

次の人はこの保険から除外されます。

(1) 政府が行なっている健康保険の被保険者と、その被扶養者
(2) 船員保険の被保険者と、その被扶養者
(3) 国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、市町村職員共済組合及び私立学校教職員共済組合の組合員と、その被扶養者
(4) 日雇労働者健康保険の被保険者手帳の交付を受けて一年を経過しない人と、その被扶養者。ただし、日雇健康保険の被保険者であって、二カ月に通算して二十八日以上使用される見込みのない人または、継続して国民健康保険の被保険者であるときは、その被扶養者とともに国民健康保険に入ることができます
(5) 生活保護法による保護をうけて、その保護を廃止されることなく三カ月を経過した世帯に属する人
(6) 国民健康保険組合の被保険者
(7) 国立らい療養所に入っている患者
(8) 日本の国籍を持たない人と、その世帯員
(9) 医療施設のある児童福祉施設に入っている児童

被保険者の資格を取得する時期は

転入や出産などによって宇治市内に住所を有するようになった人や、社会保険や生活保護の適用を受けなくなった人は、いずれもその日から国民健康保険の被保険者となります。

被保険者の資格を失う時期は

被保険者であった人が、転出や死亡などによって宇治市内に住所を有しなくなったときや、社会保険に加入したり生活保護の適用をうけて三カ月を経過したときは、いずれもその翌日から国民健康保険から除外されます。

世帯主の義務

国民健康保険においては、世帯主が、すべての届出の義務や一部負担金を納付する義務を負い、保険税は世帯主に課税され世帯主がそれを納めることになります。

ここにいう世帯主とは、「主として世帯の生計を維持する人であって、保険税の納税義務者として社会通念上妥当とみとめられる人」をさします。

届出はどうするか
転入転出出産死亡のとき

(1) 転入や出産または、社会保険や生活保護の適用をうけなくなって新しく国民健康保険の被保険者の資格を取得した人があるときは、その世帯主は十日以内に届出なければなりません。

(2) 転出、死亡または、社会保険や生活保護の適用をうけることになったため、国民健康保険の被保険者の資格を失った人があるときは、その世帯主は十日以内に届出で、被保険者証を返還しなければなりません。

(3) 世帯主の住所または、氏名に変更があったときや、世帯主または、世帯員に異動があったときは、世帯主は十日以内にその旨を届出なければなりません。

(4) 世帯員のうち学生で宇治市内に住所を有しなくなったときは世帯主は速かに届出なければなりません。

届出の際は必ず被保険者証と印かんを持参して市役所市民課窓口へお越し下さい。

届出の用紙は窓口に用意してあります。

窓口で被保険者証の交付

お産をしたとき 死亡したとき

被保険者がお産をしたときは、印かんと被保険者証を持参して、市民課窓口にお届けになれば、助産費として一、〇〇〇円がうけられます。乳児を育てたときは、保育費として一カ月二〇〇円の六カ月分計一、二〇〇円がうけられます。不幸にして被保険者が死亡したときは、葬祭費として葬祭をする人に二、〇〇〇円が支払われます。

給付の制限は

(1) 被保険者が次のそれぞれに該当するときは、その期間内だけ療養の給付はうけられません。
(イ) 日本国外にあるとき
(ロ) 少年院または、児童福祉法による救護院などに収容されたとき
(ハ) 監獄や労役場などに拘禁されたとき

(2) 被保険者が故意に犯罪行為をしたため、病気やケガをしたとき（過失犯は含まれない）または、故意に病気やケガ（例えば自殺未遂による病気やケガ）をしたとき。

(3) 被保険者がけんかをしたり、酔っぱらったり、著しい不行跡をしたため、病気やケガをしたときは、療養の給付の全部または、一部が行なわれません。

(4) 被保険者が正当な理由がなく療養に関する指示に従わないときは、療養の給付の一部が行なわれません。

ご不審の点は遠慮をしないで
保険年金課
国民健康保険係へ
問合せましょう

病気やケガの予防が第一

保健施設とは

医療の給付はあくまでも事後の処置であつて、事故を予防することこそ国民健康保険の真の目的です。国民健康保険は病気やケガ、死亡、分べん（娩）に対する給付を行なうだけでなく、直接被保険者の病気を予防して健康の増進をはかるために、次の保健施設を行ないます。

(1) 保健婦
(2) 巡回診療…へき地を対象に定期的に巡回診療を実施する
(3) 衛生教育
(4) 伝染病、寄生虫病その他の病気の予防
(5) 健康診断
(6) 母親と乳幼児の保護
(7) その他栄養改善、食品衛生などに関する指導

第三者から被害をうけたときの保険給付は

自動車事故に限らず、被保険者が第三者から加害されて、その治療代に対して市から保険給付をした場合は、市が給付した額の限度において加害者に対し損害賠償の権利を有します。また被保険者が加害者から損害賠償を受けたときは、その額の限度で保険給付は行ないません。このような事故の起こつた場合は、ただちに加害者の住所、氏名、被害状況などを保険年金課に届け出て下さい。

被保険者証の取扱いは大切に

被保険者の保管

被保険者証は、病気やケガのときお医者さんで診療をうけるときや、助産費や葬祭費の請求をするときに、なくてはならない大切なものですから、日頃から一定の場所に保管して下さい。

いためたり、失つたりしたら

もし被保険者証をいためたり、失つたりしたときは、印かん持参のうえ、市民課窓口へ申し出て再交付をうけて下さい。

被保険者証を他人に貸すことはできない

被保険者証を他人に貸し与えたり、譲渡したりすることは法律で禁じられています。

保険税は転ばぬ先の杖

応益と応能割りで負担

宇治市の国民健康保険事業を運営するために必要な費用は、国の補助金とみなさんが納める保険税です。

この保険税は、目的税として国民健康保険の特別会計に収入され国民健康保険以外の仕事には使うことができないことになつており、みなさんの健康と生活を守る源泉の役割を果たすものですから枯渇させないように、何はさておいても納めるようにして下さい。

市民税の場合は、おおむねみなさんの経済能力（所得）に応じて納めていただく、いわゆる応能主義が採られていますが、国民健康保険税は、目的税として「受ける利益の限度をこえることができない」という応益主義と、応能主義を加味した一種独特の性格をもつています。

後で述べますが、応能の分は所得割と資産割とし、応益の分は均等割と平等割といつた形で賦課されることになります。

保険税の納税義務者はだれか

保険税は世帯主に課税され世帯主が納めることになります。すなわち、世帯主が国民健康保険の被保険者であるときはもちろん、世帯主が被保険者ではないがその世帯内に被保険者がある場合でも、その世帯主を被保険者とみなして課税されます。

ただし、被保険者でない世帯主の保険税は当然減額されます。

保険税はどのように計算されるか

納めていただく保険税は、(イ)所得割額(ロ)資産割額(ハ)被保険者均等割額(ニ)世帯別平等割額となつています。それぞれの保険税総額に対する割合は次のとおりです。

所得割額 一〇〇分の四三
資産割額 一〇〇分の七
被保険者均等割額 一〇〇分の三五
世帯別平等割額 一〇〇分の一五

(イ) 所得割額
まず所得割額は世帯主と世帯員である被保険者の市民税課税総所得金額（地方税法第二九二条第四号但し書の課税総所得金額）に税率一〇〇分の二・一を乗じたもの。

(ロ) 資産割額
固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の税額を課税標準とし、これに一〇〇分の七・七を乗じたもの。

(ハ) 被保険者均等割額
被保険者均等割額は、被保険者一人一人にかかる保険税で、被保険者一人当たり年額五二三円となつています。この場合被保険者でない世帯主の均等割額は全額免除されます。

(ニ) 世帯別平等割額
世帯別平等割額は、被保険者がいる世帯ごとにかかる保険税で、一世帯当たり年額七一四円となつています。

以上の所得割、資産割、均等割及び平等割を合計した額が保険税としてかかるわけですが、所得のない人とか、所得の少ない人で控除額を差引くと、課税総所得金額が〇になる人で固定資産税を納めない人は、均等割と平等割だけを納めていただくことになります。なお一世帯当たりの最高保険税額は三五、〇〇〇円となつています。

国民健康保険事務に国の補助

国民健康保険を健全に運営して行くために、国は国民健康保険の事務に要する費用や医療の支給を行なうのに必要な費用の二割、保健婦に要する費用の三分の一を負担し、更に医療費と基準収入額に対して、調整交付金を国庫補助金として交付されることになつています。

宇治市においてもみなさんの保険税をできるだけ安くするよう一般財源の繰入れを考慮しています。

保険税はどのようにして納めるか

(イ) 保険税の賦課期日は四月一日です。

(ロ) 納期は、年間十回納付とし六月から翌年三月までの毎月一日から同月末日までの間に納めていただくことになります。

納税義務の発生と消滅

保険税は年税として取扱いますので、賦課期日（四月一日）以降に転入、転出、出生、死亡などで世帯内に一部移動があつても、その年度の保険税額は変わりません。ただし、一世帯全員が宇治市から他の市町村へ移転したような場合は、移転した日の属する月の前月まで、月割をもつて算定した額が賦課されます。また他の市町村から一世帯全員が宇治市へ転入してきたような場合は、転入してきた日の属する月から月割をもつて算定した額が賦課されます。

保険税の徴収猶予や減免の規定は別に定められています

あとがき

昨年二月の基礎調査と、本年一月頃各家庭を訪問いたしました確認調査で資格取得届をする必要がないとお考えの方があるかも分りませんが、これによつて資格取得届は出来ていませんので、まだ資格取得届の済んでない方と被保険者証を受取つておられない方は、印かん持参して至急市役所へお越し下さい。